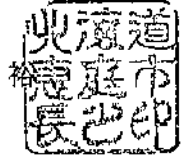


恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 2 号

恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則（昭和 4 8 年規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 2 条の 2 を第 2 条とする。

様式第 1 号中

「 2 次の理由により受給者証は交付しない。

☐所得制限該当のため

☐その他（ ）」

を

「 2 次の理由により受給者証は交付しない。

（理由： ）」

に改める。

様式第 4 号中

「

不 認 定	期 間	
	事 由	
	所得超過者氏 名	

」

を

「

不 認 定	期 間	
	事 由	

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定による子ども医療費の助成に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新規則の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。